

目的

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、合理的配慮の提供等の障がいを理由とする差別の解消のための施策を推進することにより、障がいのある人もない人も互いに支え合い、安心して暮らし、幸福を追求することができる共生社会の実現を図る。

定義

以下の4つの用語について定義する。

1. 障がいのある人 2. 障がいを理由とする差別 3. 社会的障壁 4. 合理的配慮

基本理念

- 障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。
- 障がいのある人が、不当な差別的取扱いによって、その権利利益が侵害されないこと。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域において、安心して暮らし、幸福を追求することができるよう、合理的配慮の提供がなされること。
- 障がいのある人が、地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の社会活動に参加することで、自らの人生を主体的に豊かにしていく機会が確保されること。
- 市民一人ひとりが、障がい及び障がいのある人に関心を持ち、理解を深めることができるよう、普及啓発が行われること。
- 誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人に対する言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得、意思決定及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

市・事業者・市民の責務

- 市の責務
 - 障がいや障がいのある人への市民の理解促進を図る。
 - 障がいを理由とする差別の解消のための施策を実施する。
 - 障がいのある人の権利の尊重のための施策を実施する。
 - 合理的配慮の提供をする。
- 事業者の責務
 - 障がいや障がいのある人に関する理解を深める。
 - 市が実施する共生社会実現のための施策に協力する。
 - 合理的配慮の提供に努める。
- 市民の責務
 - 障がいや障がいのある人に関する理解を深める。
 - 市が実施する共生社会実現のための施策に協力する。
 - 事業者が行う共生社会実現に向けた取組に協力する。

差別等の禁止

○差別的取扱いの禁止：市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

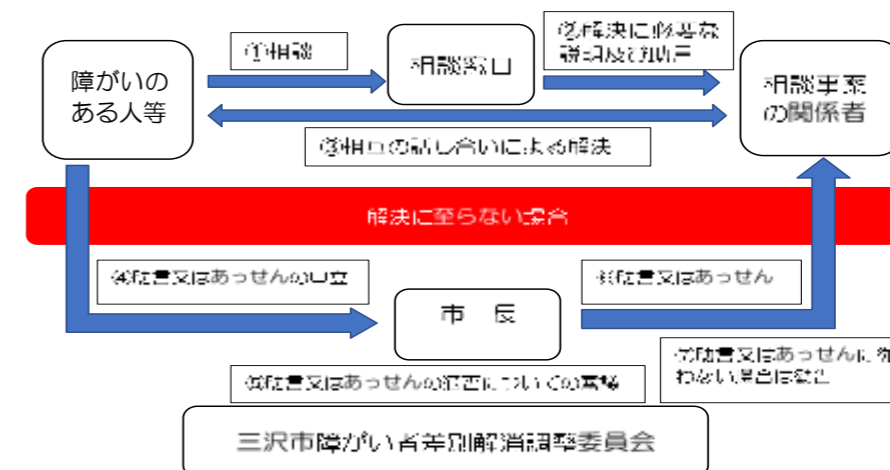
○合理的配慮の提供：

対象	市・指定管理者	事業者
	義務	努力義務

※市、事業者及び指定管理者は障がいのある人から合理的配慮を必要とする旨の意思表示があった場合は、適切に意思表示をできるように障がいの特性に応じた配慮をする義務を規定。

相談及び解決に向けた相談体制

市は、障がいのある人やその家族等が、障がいを理由とする差別などについて相談に応じる体制をつくります。また、相談体制による解決が困難な場合に、助言またはあっせんについて審議する「三沢市障がい者差別解消調整委員会」を設置。



共生社会実現に向けた市の取組

- 理解促進

障がいや障がいのある人への理解を深める啓発活動を推進する。
- 情報の取得、意思決定および意思疎通の支援

障がいのある人が情報を得やすいように、障がいの特性に配慮した情報の提供と意思疎通手段の普及をする。
- 就労や雇用への支援

障がいのある人がその能力に応じた職業に就き、継続して働けるように支援する。
- 移動手段等に対する支援

障がいのある人が移動による心身の負担が軽減されるよう、便利で安全な交通手段の提供に努る。